

令和5年第4回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第186号

令和5年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月1日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和5年12月11日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和5年第4回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和5年12月22日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 14名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
10番 白 川 皆 男	11番 大 西 樹
12番 松 下 一 美	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 白 川 正 樹

欠席議員 1名

9番 三 好 郁 雄

会議録署名議員の指名議員

7番 川 西 米希子 8番 合 田 正 夫

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

三好郁雄議員より、傷病のため欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出がありました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

以上で、議会報告を終わります。

○白川正樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

12月21日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、議長、執行部同席の下、議会運営委員会の委員全員が出席し、本定例会最終日の日程等について慎重に審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号を御覧ください。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について

日程第8 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第9 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度四条公民館増築工事（建築））

日程第10 議案第5号 まんのう町特別養護老人ホームやすらぎ荘の指定管理者の指定について

日程第11 議案第6号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

日程第12 議案第7号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について

日程第13 議案第8号 まんのう町道路線の認定について

日程第14 議案第10号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号

日程第15 議案第11号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号

日程第16 議案第12号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号

日程第17 議案第13号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

日程第18 議案第14号 令和5年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号

日程第19 議案第15号 令和5年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号

日程第20 閉会中の継続調査について

以上の日程とすることで意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、川西米希子君、8番、合田正夫君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○白川正樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

○白川皆男教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月14日、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第4号から議案第7号、議案第11号から議案第13号の7件であります。

執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

まず、議案第4号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度四条公民館増築工事（建築））について説明があり、地盤改良工事とアスファルト舗装など外構工事の追加により2,481万6,000円の増額で、変更後の契約金額は3億1,521万6,000円である。また、工期についても、令和5年6月13日から令和6年3月20日までの期間を令和6年3月31日までに変更するとの説明がありました。

委員より、キュービクルの目隠しフェンスについて質疑があり、執行部より、都会ではよくいたずらが発生しているので、いたずら防止対策で内部が見えないフェンスをし、施錠もするとの答弁がありました。

次に、議案第5号 まんのう町特別養護老人ホームやすらぎ荘の指定管理者の指定について、議案第6号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、議案第7号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について、施設の概要や現在の管理状況及び指定管理者審議会の審査状況などについて説明があり、引き続き、社会福祉法人正友会に指定するものであるとの説明がありました。

委員より、社会福祉法人正友会の介護従事者の人員確保について質疑があり、執行部より、介護従事者の確保は全国的な問題で、現在、社会福祉法人正友会は介護従事者の年齢層が高くなっており、人員の確保に苦勞しているが、運営に支障は出ていない状況であるとの答弁がありました。

委員より、町職員が施設を訪問し、運営状況の確認や協議を行い、町として支援する必要があるとの意見があり、執行部より、現在は事務職員が訪問し、運営状況の確認や協議を行っているが、専門職の訪問なども視野に入れて検討したいとの答弁がありました。

委員より、ロボットスーツなどの導入について質疑があり、執行部より、購入について指定管理者と協議し、介護従事者の負担軽減を図りたいとの答弁がありました。

次に、議案第 11 号 令和 5 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,095 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 7,225 万 8,000 円とする。これは利用実績の見込みによる一般被保険者高額療養負担金の増額と令和 4 年度に交付された交付金等を実績に基づき返還するための諸支出金の増額であるとの説明がありました。

次に、議案第 12 号 令和 5 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 697 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,207 万 6,000 円とする。これは利用実績の見込みによる後期高齢者医療連合負担金の増額で、財源は繰越金を充てているとの説明がありました。

次に、議案第 13 号 令和 5 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,384 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 9,854 万 7,000 円とする。これはインボイス制度による財源の組替えや利用実績の見込みによる国保連合会への負担金の増額と、令和 4 年度の介護給付地域支援事業に交付された交付金等を実績に基づき返還するための諸支出金の増額であるとの説明がありました。

以上 3 件については、特に質疑はありませんでした。

以上が、議案審議の主な質疑や答弁の報告です。

なお、いずれも討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 41 条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第 4 号 工事請負変更契約の締結について（令和 5 年度四条公民館増築工事（建築））、全会一致で可。議案第 5 号 まんのう町特別養護老人ホームやすらぎ荘の指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第 6 号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第 7 号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第 11 号 令和 5 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号、全会一致で可。議案第 12 号 令和 5 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号、全会一致で可。議案第 13 号 令和 5 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第４ 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○白川正樹議長 日程第４、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。

○合田正夫建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る１２月１５日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

１２月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第８号、議案第１４号、議案第１５号の３件であります。

執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

まず、付託された案件のまんのう町道路線の認定についての町道北原線支線を現地調査しました。

その後、全員協議会室に戻り、執行部より説明があり、議案第８号 まんのう町道路線の認定については、舗装の傷みが著しく、地元から舗装修繕の要望があり、近隣の町道を令和６年度で舗装修繕を予定していることから、町道として舗装工事を合算発注して経費の削減を図るものであるとの説明がありました。

次に、議案第１４号 令和５年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第１号について、歳入歳出それぞれ１５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億９１５万円とするものである。内訳は公債費に長期債償還利子１５万円を増額計上である。

また、まんのう町公共下水マンホールポンプ維持管理業務において、令和６年度１１０万円を限度額とする債務負担行為の説明があり、維持管理業務を次年度に業務委託するための措置であるとの説明がありました。（大西樹議員退席 午前９時５１分）

次に、議案第１５号 令和５年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第１号では、長炭中部クリーンセンター汚水処理施設維持管理業務において、令和６年度２５０万円を限度額とする債務負担行為の説明があり、維持管理業務を次年度に業務委託するための措置であるとの説明がありました。

以上、３件については特に質疑はありませんでした。

なお、いずれも討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第４１条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第８号 まんのう町道路線の認定について、全会一致で可。議案第１４号 令和５年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第１号、全会一致で可。議案第１５号 令

和5年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすること
とで意見の一致を見ました。（大西樹議員入室 午前9時53分）

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとして、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告
を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○白川正樹議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月19日、全員協議会室におきまして、委員全員、教育民生常任委員長、建設
経済常任委員長、議長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第10号 令和5年度ま
んのう町一般会計補正予算（案）第4号の所管部分の質疑内容の報告がありました。この
報告はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしくお願いします。

12月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2
号、議案第3号、議案第10号の4件であります。

執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

まず、議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部改正については、個人番号の利用や提供は法律に定められた事務に限定されている
が、今回は多様化、複雑化する業務や教育部局の利用に対応するための改正であるとの説
明がありました。

委員より、子供の医療費助成に関する事務や就学援助に関する事務などの独自利用事務
の事例は各自治体で行うのか。違う場合は転入出時に困る人が生じるのではないかと
の質疑があり、執行部より、情報連携の対象となる独自利用事務の中から各自治体で必要
な事務を条例で定めているが、通常は国の事務事例に基づき定めることになっていると
の答弁がありました。

次に、議案第2号 まんのう町税条例の一部改正については、上位法との整合を図るた
めの改正で、令和6年度から導入される森林環境税について、国民一人一人が地球温暖化
防止や災害防止等の森林を支える仕組みとして創設され、町において個人住民税均等割と

合わせて1人年間1,000円を徴収し、国へ納付することとなる。納付された森林環境税は森林環境譲与税として各自治体に配分され、町は間伐、人材育成、木材利用促進に活用する。

また、その他の改正として、給与所得者の年末調整時における扶養親族等の申告書の記載事項の簡素化についてと、軽自動車税において、燃料・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化について説明がありました。

委員より、燃料・排ガス不正行為に係る追加納税等の徴収方法について質疑があり、執行部より、不正が発覚した場合、不正により生じた不足額と加算額35%を合わせて自動車メーカーから徴収するとの答弁がありました。

委員より、森林環境譲与税の譲与基準割合について質疑があり、執行部より、現段階での森林環境譲与税は私有林・人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の割合となっているが、今後、割合が変更となる見込みであるとの答弁がありました。

委員より、東日本大震災復興基本法に基づき、個人住民税均等割に増額された税額と森林環境税について質疑があり、執行部より、東日本大震災復興基本法に基づいた個人住民税均等割の増額は令和5年度で終了となるが、森林環境税が令和6年度から始まるため、結果的に個人の税負担額に変動はないとの答弁がありました。

次に、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正については、産前・産後期間の国民健康保険税の減額制度で、その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から単胎の方は出産予定月または出産月の前月から出産予定月または出産月の翌々月相当分が減額され、令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象となり、多胎の方は6か月相当分が減額されるとの説明がありました。

次に、議案第10号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号では、委員より、防犯灯の設置に基準があるが、設置場所の事情を考慮して設置をするようにとの意見があり、執行部より、交通事故数や通学路などを考慮して設置を検討するとの答弁がありました。

委員より、物価高騰対応支援金の給付をもう少し早くできなかったのかとの質疑があり、執行部より、国の政策決定時期が遅かったため、本定例会での予算計上となったとの答弁がありました。

委員より、買物支援の車両に車両保険などの保険加入を義務づけるなどの措置を取るようとの意見があり、執行部より、委託先と車両保険や特約などについて協議したいとの答弁がありました。

委員より、改良予定のことで踏切工事の全体計画について質疑があり、執行部より、当該町道路線の踏切の前後区間は4メートルの幅員があり、踏切区間のみ狭くなっていることから、今回は踏切区間の拡幅改良を計画しているとの答弁がありました。

以上が議案審議の主な質疑と答弁の報告です。

なお、いずれも討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について、全会一致で可。議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について、全会一致で可。議案第10号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第6、議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第7、議案第2号 まんのう町税条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町税条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第8、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度四条公民館増築工事（建築））

○白川正樹議長 日程第9、議案第4号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度四条公民館増築工事（建築））の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度四条公民館増築工事（建築））の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 5 号 まんのう町特別養護老人ホームやすらぎ荘の指定管理者の指定について

○白川正樹議長 日程第 10、議案第 5 号 まんのう町特別養護老人ホームやすらぎ荘の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 5 号 まんのう町特別養護老人ホームやすらぎ荘の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 6 号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

○白川正樹議長 日程第 11、議案第 6 号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 6 号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第７号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について

○白川正樹議長 日程第１２、議案第７号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第７号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３ 議案第８号 まんのう町道路線の認定について

○白川正樹議長 日程第１３、議案第８号 まんのう町道路線の認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８号 まんのう町道路線の認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１４ 議案第１０号 令和５年度まんのう町一般会計補正予算（案）第４号

○白川正樹議長 日程第１４、議案第１０号 令和５年度まんのう町一般会計補正予算（案）第４号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１０号 令和５年度まんのう町一般会計補正予算（案）第４号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５ 議案第１１号 令和５年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号

○白川正樹議長 日程第１５、議案第１１号 令和５年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１１号 令和５年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１６ 議案第１２号 令和５年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号

○白川正樹議長 日程第１６、議案第１２号 令和５年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１２号 令和５年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 13 号 令和 5 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号

○白川正樹議長 日程第 17、議案第 13 号 令和 5 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 13 号 令和 5 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 14 号 令和 5 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号

○白川正樹議長 日程第 18、議案第 14 号 令和 5 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 14 号 令和 5 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 19 議案第 15 号 令和 5 年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）
第 1 号**

○白川正樹議長 日程第 19、議案第 15 号 令和 5 年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第 1 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 15 号 令和 5 年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第 1 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 閉会中の継続調査について

○白川正樹議長 日程第 20、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長より所管事務調査を行うため、また、議会運営委員長より議会運営を効率的かつ円滑に行うために閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査を行うことに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和 5 年第 4 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 21 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員